

平成24年 9月 5日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	西下第24号五十嵐排水区第1分区幹線3～4-2下水道工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
技術管理費（新潟県 CALS システム利用登録料）は諸経費等の対象としないとありますが、諸経費対象になっているように思われますので確認願います。	
回 答	
諸経費等の対象としておりません。	

平成24年 9月 5日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	西下第24号五十嵐排水区第1分区幹線3～4-2下水道工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
施工97号表を見ますと、35 諸経費等の対象としないと表記されておりますが、今回の予定価格では諸経費対象として積算されているのではないのでしょうか？	
回 答	
諸経費等の対象としておりません。	